

改正後	改正前
目次	目次
(省略)	(同左)
第4章 諸申請等の処理事務 (中略)	第4章 諸申請等の処理事務
個④ 71 災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請の却下通知書	(新設)
第12章 更正、決定等事務 (中略)	第12章 更正、決定等事務
個⑫ 039-16 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災）／ 付表の九の二 平成__年分）	(新設)
(後略)	(同左)

改正後	改正前
個④ 71 災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請の却下通知書 第____号 平成____年____月____日 _____ _____ 殿 _____ 税務署長_____ 印 災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請の却下通知書 あなたが平成____年____月____日付でされた災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請については、以下の理由により却下しましたので通知します。 (理 由) () 枚のうち () 枚目	(新設)

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に_____税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 () 枚のうち () 枚目	

改正後	改正前
災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請の却下通知書 1 作成目的 この通知書は、災害損失勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請の却下の通知をする場合に作成する。 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 (1) 本文の中の空欄となっている箇所には、「災害損失特別勘定の総収入金額算入時期の延長確認申請書」の提出年月日を記載する。 (2) 「(理由)」欄には、却下をする場合に、その却下を相当とするに至った理由を具体的に記載する。 3 教示文 却下をする場合に、「不服申立てについて」の項について、「 税務署長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う税務署名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。	

改正後	改正前																																										
個⑩ 808 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書 納税地 氏名 □□□-□□□□ _____ 殿 第_____号 平成_____年_____月_____日 整理番号 税務署長 印 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書 下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。 記 <table><thead><tr><th>税目</th><th>更正決定等をすべきと認められない課税期間等</th><th>(参考) 調査対象期間</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 備考 () のうち () 目 (別紙) (省略)	税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間																			(同左) 納税地 氏名 □□□-□□□□ _____ 殿 第_____号 平成_____年_____月_____日 番号 税務署長 印 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書 下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。 記 <table><thead><tr><th>税目</th><th>更正決定等をすべきと認められない課税期間等</th><th>(参考) 調査対象期間</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 備考 () のうち () 目 (同左)	税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間																		
税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間																																									
税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間																																									

改正後	改正前
個⑫ 002 更正決定等通知書（申請・請求用／本表の一） （表面） □□□-□□□□ 第 号 平成 年 月 日 (整理番号) 殿 税務署長 平成 年分所得税及び復興特別所得税の 通知書 ----- あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税及び復興特別所得税の に ついては、 ○ この処分の理由 本表の一 ○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 ()枚のうち()枚目 30.3 （裏面）（省略）	(同左) (表面) □□□-□□□□ 第 号 平成 年 月 日 (番 号) 殿 税務署長 平成 年分所得税及び復興特別所得税の 通知書 ----- あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税及び復興特別所得税の に ついては、 ○ この処分の理由 本表の一 ○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 ()枚のうち()枚目 (同左)

改正後	改正前																																						
個⑫ 004 更正決定等通知書（申請用／本表の一の二） 第 号 平成 年 月 日 (整理番号) 殿 税務署長 平成 年分所得税及び復興特別所得税の減額申請の承認通知書 あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請については、次のとおり承認します。 この結果、この通知による承認後の予定納税額は、下の表の太い枠内になります。 <table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>㊤ 承認前の額</th><th>㊦ 承認後の額</th><th>㊧ 差引減少額 (㊤－㊦)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">申告納税見積額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">予定納税額</td><td>第 1 期</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第 2 期</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 本表の一の二 30.3	区 分		㊤ 承認前の額	㊦ 承認後の額	㊧ 差引減少額 (㊤－㊦)	申告納税見積額		円	円	円	予定納税額	第 1 期				第 2 期				(同左) 第 号 平成 年 月 日 (番 号) 殿 税務署長 平成 年分所得税及び復興特別所得税の減額申請の承認通知書 あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請については、次のとおり承認します。 この結果、この通知による承認後の予定納税額は、下の表の太いわく内になります。 <table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>㊤ 承認前の額</th><th>㊦ 承認後の額</th><th>㊧ 差引減少額 (㊤－㊦)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">申告納税見積額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">予定納税額</td><td>第 1 期</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第 2 期</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 本表の一の二	区 分		㊤ 承認前の額	㊦ 承認後の額	㊧ 差引減少額 (㊤－㊦)	申告納税見積額		円	円	円	予定納税額	第 1 期				第 2 期			
区 分		㊤ 承認前の額	㊦ 承認後の額	㊧ 差引減少額 (㊤－㊦)																																			
申告納税見積額		円	円	円																																			
予定納税額	第 1 期																																						
	第 2 期																																						
区 分		㊤ 承認前の額	㊦ 承認後の額	㊧ 差引減少額 (㊤－㊦)																																			
申告納税見積額		円	円	円																																			
予定納税額	第 1 期																																						
	第 2 期																																						

改正後

個⑫ 006 更正決定等通知書（請求用／本表の一の三）
（表面）

□□□-□□□□

第 号
平成 年 月 日

(整理番号)

殿

税務署長

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり
更正します。
この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内になります。

区 分		①	②	③ 増減(△印)差額 (②-①)
所得金額	所得	①	②	
	所得	②		
	所得	③		
	所得	④		
	計 (総所得)	⑤		
	所得	⑥		
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費(特例)控除	⑦		
	社会保険料控除	⑧		
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除	⑨		
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除	⑩		
	配偶者控除	⑪		
	配偶者特別控除	⑫		
	扶養控除	⑬		
	基礎控除	⑭		
	所得控除額の計	⑮		
	課税される所得金額 (⑮の金額を③、⑥から差し控除)	⑯		
算出税額	⑯に対する税額	⑰		
	⑰に対する税額	⑱		
	計	⑲		
所得税額から差し引かれる金額	控除	⑳		
	控除	㉑		
	控除	㉒		
差引所得税額(㉑-㉒-㉓-㉔)		㉔		
(引ききれないときは0)				
災害減免額		㉕		
再差引所得税額(㉔-㉕)		㉖		
復興特別所得税額(㉖×2.1%)		㉗		
所得税及び復興特別所得税の額(㉖+㉗)		㉘		
外国税額控除		㉙		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		㉚		
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉘-㉙-㉚)		㉛		
所得税及び復興特別 所得税の予定納税額	第 1 期	㉜		
	第 2 期	㉝		
所得税及び復興特別 所得税の確定納税額 (㉛-㉜-㉝)	納付すべき税額	㉞		
	還付金の額に相当する税額	㉟		
差引減少(△印)する税額(㉞-㉟)		㊱		

本表の一の三

30.3

（裏面）（省略）

改正前

(同左)
(表面)

□□□-□□□□

第 号
平成 年 月 日

(番 号)

殿

税務署長

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正通知書

あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求については、下の表のとおり
更正します。
この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内になります。

区 分		①	②	③ 増減(△印)差額 (②-①)
所得金額	所得	①	②	
	所得	②		
	所得	③		
	所得	④		
	計 (総所得)	⑤		
	所得	⑥		
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除	⑦		
	社会保険料控除	⑧		
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除	⑨		
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除	⑩		
	配偶者控除	⑪		
	配偶者特別控除	⑫		
	扶養控除	⑬		
	基礎控除	⑭		
	所得控除額の計	⑮		
	課税される所得金額 (⑮の金額を③、⑥から差し控除)	⑯		
算出税額	⑯に対する税額	⑰		
	⑰に対する税額	⑱		
	計	⑲		
所得税額から差し引かれる金額	控除	⑳		
	控除	㉑		
	控除	㉒		
差引所得税額(㉑-㉒-㉓-㉔)		㉔		
(引ききれないときは0)				
災害減免額		㉕		
再差引所得税額(㉔-㉕)		㉖		
復興特別所得税額(㉖×2.1%)		㉗		
所得税及び復興特別所得税の額(㉖+㉗)		㉘		
外国税額控除		㉙		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		㉚		
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉘-㉙-㉚)		㉛		
所得税及び復興特別 所得税の予定納税額	第 1 期	㉜		
	第 2 期	㉝		
所得税及び復興特別 所得税の確定納税額 (㉛-㉜-㉝)	納付すべき税額	㉞		
	還付金の額に相当する税額	㉟		
差引減少(△印)する税額(㉞-㉟)		㊱		

本表の一の三

(同左)

改正後	改正前																				
個⑫ 008 更正決定等通知書（一般用／本表の二） (表面) 第 号 平成 年 月 日 (整理番号) 殿 税務署長 平成 年分所得税及び復興特別所得税の 加算税の賦課決定 通知書 平成 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の 及び加算税の賦課決定をします。 なお、 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に 関する法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6 条の3第1項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。 この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。 <table><tr><td colspan="2">本 税 の 額 (別表参の欄の金額)</td><td>円</td><td rowspan="3">○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してくだ さい。</td></tr><tr><td rowspan="2">加 算 税 の 額</td><td>申告加算税 (別表参の欄の金額)</td><td></td><td rowspan="2">○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。</td></tr><tr><td>重 加 算 税 (別表参の欄の金額)</td><td></td></tr></table> ○ この処分の理由 ○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 ()枚のうち()枚目 (裏面) (省略)	本 税 の 額 (別表参の欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してくだ さい。	加 算 税 の 額	申告加算税 (別表参の欄の金額)		○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。	重 加 算 税 (別表参の欄の金額)		(同左) (表面) 第 号 平成 年 月 日 (番 号) 殿 税務署長 平成 年分所得税及び復興特別所得税の 加算税の賦課決定 通知書 平成 年分の所得税及び復興特別所得税について、別表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の 及び加算税の賦課決定をします。 なお、 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に 関する法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6 条の3第1項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。 この結果、この通知により 新たに納付すべき 税額は、下表のとおりになります。 <table><tr><td colspan="2">本 税 の 額 (別表参の欄の金額)</td><td>円</td><td rowspan="3">○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してくだ さい。</td></tr><tr><td rowspan="2">加 算 税 の 額</td><td>申告加算税 (別表参の欄の金額)</td><td></td><td rowspan="2">○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。</td></tr><tr><td>重 加 算 税 (別表参の欄の金額)</td><td></td></tr></table> ○ この処分の理由 ○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 ()枚のうち()枚目 (同左)	本 税 の 額 (別表参の欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してくだ さい。	加 算 税 の 額	申告加算税 (別表参の欄の金額)		○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。	重 加 算 税 (別表参の欄の金額)	
本 税 の 額 (別表参の欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してくだ さい。																		
加 算 税 の 額	申告加算税 (別表参の欄の金額)				○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。																
	重 加 算 税 (別表参の欄の金額)																				
本 税 の 額 (別表参の欄の金額)		円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日 までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理 店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してくだ さい。																		
加 算 税 の 額	申告加算税 (別表参の欄の金額)			○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付す る日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税 の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付し てください。																	
	重 加 算 税 (別表参の欄の金額)																				

改 正 前

(同左)
(表面)

第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	(番 号)
殿 税務署長 印	

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正加算税の賦課決定通知書

平成____年分の所得税及び復興特別所得税について、下の表のとおり、所得税及び復興特別所得税の額等の更正及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により減_少す_{べき}税額は、下の表の太いわく内になります。

区 分		① 更正前の額	② 更正後の額	③ 増減(△印)差額 (③-①)
所得金額	所得①			
	所得②			
	所得③			
	所得④			
	計(総所得)⑤			
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除⑥			
	社会保険料控除⑦			
	小規模企業共済等掛金控除⑧			
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除⑨			
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除⑩			
	配偶者控除⑪			
	配偶者特別控除⑫			
	扶養控除⑬			
	基礎控除⑭			
	所得控除額の計⑮			
課税される所得金額(⑤-⑮)⑯				
⑯に対する税額⑰				
所得税額から差し引かれる金額				
差引所得税額(⑰-⑱-⑲-⑳) (引きれないときは0)㉑				
災害減免額㉒				
再差引所得税額 (基準所得税額)(㉑-㉒)㉓				
復興特別所得税額(㉓×2.1%)㉔				
所得税及び復興特別所得税の額(㉓+㉔)㉕				
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額㉖				
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (㉕-㉖)㉗				
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第1期㉘			
	第2期㉙			
差引納付すべき税額又は減少(△印) (㉗-㉘-㉙)㉚				
加算税	加算税の基礎となる税額㉛			加重分等の過少(無)申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が㉛欄に移記してあります。
	加算税の割合㉜	%	%	
	加算税の額(㉛×㉜)㉝	円	円	

○ 納付すべき税額は、平成____年____月____日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

また、本税（上記⑨の太いわく内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算と同時に納付してください。

()枚のうち()枚目

(同左)

改正後

個⑫ 012 更正決定等通知書（加算税用／本表の三）
（表面）

第 号
平成 年 月 日

（整理番号）

殿

税務署長

平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税
に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する
法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1
項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

		賦 課 決 定 額	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額	増 減 差 額
申告加算税	① 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	円	円	加重分等の過少（無） 申告加算税がある場合 には、付表で計算した 加算税の額が③欄に移 記してあります。
	② 加 算 税 の 割 合	%	%	
	③ 加 算 税 の 額 （①×②）	円	円	
重 加 算 税	④ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額			
	⑤ 加 算 税 の 割 合	%	%	
	⑥ 加 重 分 の 加 算 税 の 割 合			
	⑦ 加 算 税 の 額 （④×（⑤+⑥））	円	円	

この結果、この通知により 新たに納付すべき 加算税の額は、上の表の太い枠内になります。
減 少 す る

なお、この納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店
（郵便局を含む。））又は当税務署に納付することになっています。

○ この処分の理由

本表の三

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。
（ ）枚のうち（ ）枚目

30.3

（裏面）（省略）

改正前

（同左）
（表面）

第 号
平成 年 月 日

（番 号）

殿

税務署長

平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税
に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

なお、 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する
法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1
項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

		賦 課 決 定 額	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額	増 減 差 額
申告加算税	① 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額	円	円	加重分等の過少（無） 申告加算税がある場合 には、付表で計算した 加算税の額が③欄に移 記してあります。
	② 加 算 税 の 割 合	%	%	
	③ 加 算 税 の 額 （①×②）	円	円	
重 加 算 税	④ 加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額			
	⑤ 加 算 税 の 割 合	%	%	
	⑥ 加 重 分 の 加 算 税 の 割 合			
	⑦ 加 算 税 の 額 （④×（⑤+⑥））	円	円	

この結果、この通知により 新たに納付すべき 加算税の額は、上の表の太い枠内になります。
減 少 す る

なお、この納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店
（郵便局を含む。））又は当税務署に納付することになっています。

○ この処分の理由

本表の三

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。
（ ）枚のうち（ ）枚目

（同左）

11

改正後	改正前																																				
個⑫ 014 更正決定等通知書（加算税用／本表の三の二） （表面） □□□-□□□□ 第 号 平成 年 月 日 (整理番号) 殿 税務署長 平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書 平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税 に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。 ----- なお、 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する 法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1 項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。 ----- この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。 <table><tr><td rowspan="3">申告加算税</td><td>① 加算税の基礎 となる税額</td><td>円</td><td rowspan="3">○ 加重分等の過少(無)申告加算税が ある場合には、付表で計算した加算 税の額が③欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。</td></tr><tr><td>② 加算税の割合</td><td>%</td></tr><tr><td>③ 加算税の額 (①×②)</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="4">重加算税</td><td>④ 加算税の基礎 となる税額</td><td>%</td><td rowspan="4">○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。</td></tr><tr><td>⑤ 加算税の割合</td><td>%</td></tr><tr><td>⑥ 加重分の 加算税の割合</td><td></td></tr><tr><td>⑦ 加算税の額 (④×(⑤+⑥))</td><td>円</td></tr></table> ○ この処分の理由 本表の三の二 ()枚のうち()枚目30.3 （裏面）（省略）	申告加算税	① 加算税の基礎 となる税額	円	○ 加重分等の過少(無)申告加算税が ある場合には、付表で計算した加算 税の額が③欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。	② 加算税の割合	%	③ 加算税の額 (①×②)	円	重加算税	④ 加算税の基礎 となる税額	%	○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。	⑤ 加算税の割合	%	⑥ 加重分の 加算税の割合		⑦ 加算税の額 (④×(⑤+⑥))	円	(同左) (表面) □□□-□□□□ 第 号 平成 年 月 日 (番 号) 殿 税務署長 平成 年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書 平成 年分所得税及び復興特別所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税 に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。 ----- なお、 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する 法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1 項及び第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。 ----- この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。 <table><tr><td rowspan="3">申告加算税</td><td>① 加算税の基礎 となる税額</td><td>円</td><td rowspan="3">○ 加重分等の過少(無)申告加算税が ある場合には、付表で計算した加算 税の額が③欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。</td></tr><tr><td>② 加算税の割合</td><td>%</td></tr><tr><td>③ 加算税の額 (①×②)</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="4">重加算税</td><td>④ 加算税の基礎 となる税額</td><td>%</td><td rowspan="4">○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。</td></tr><tr><td>⑤ 加算税の割合</td><td>%</td></tr><tr><td>⑥ 加重分の 加算税の割合</td><td></td></tr><tr><td>⑦ 加算税の額 (④×(⑤+⑥))</td><td>円</td></tr></table> ○ この処分の理由 本表の三の二 ()枚のうち()枚目 (同左)	申告加算税	① 加算税の基礎 となる税額	円	○ 加重分等の過少(無)申告加算税が ある場合には、付表で計算した加算 税の額が③欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。	② 加算税の割合	%	③ 加算税の額 (①×②)	円	重加算税	④ 加算税の基礎 となる税額	%	○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。	⑤ 加算税の割合	%	⑥ 加重分の 加算税の割合		⑦ 加算税の額 (④×(⑤+⑥))	円
申告加算税		① 加算税の基礎 となる税額	円		○ 加重分等の過少(無)申告加算税が ある場合には、付表で計算した加算 税の額が③欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。																																
		② 加算税の割合	%																																		
	③ 加算税の額 (①×②)	円																																			
重加算税	④ 加算税の基礎 となる税額	%	○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。																																		
	⑤ 加算税の割合	%																																			
	⑥ 加重分の 加算税の割合																																				
	⑦ 加算税の額 (④×(⑤+⑥))	円																																			
申告加算税	① 加算税の基礎 となる税額	円	○ 加重分等の過少(無)申告加算税が ある場合には、付表で計算した加算 税の額が③欄に移記してあります。 ○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。																																		
	② 加算税の割合	%																																			
	③ 加算税の額 (①×②)	円																																			
重加算税	④ 加算税の基礎 となる税額	%	○ この新たに納付すべき加算税の額 は、平成 年 月 日までに 日本銀行(本店、支店、代理店及び 歳入代理店(郵便局を含む。))又は 当税務署に納付することになってい ます。																																		
	⑤ 加算税の割合	%																																			
	⑥ 加重分の 加算税の割合																																				
	⑦ 加算税の額 (④×(⑤+⑥))	円																																			

改正後

個⑫ 021 更正決定等通知書（別表）

別 表 平 成 年 分		氏 名		殿		(整理番号)	
区 分	所得	①	②	③	④	⑤	⑥
所得金額	所得	①	②	③	④	⑤	⑥
	所得	②					
	所得	③					
	所得	④					
	所得	⑤					
	計 (総所得)	⑥					円
	所得	⑦					
	所得	⑧					
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費(特例)控除	⑨					
	社会保険料控除	⑩					
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除	⑪					
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除	⑫					
	配偶者控除	⑬					
	配偶者特別控除	⑭					
	扶養控除	⑮					
	基礎控除	⑯					
所得控除額の計	⑰						
課税される所得金額 (⑬の金額を⑥、⑦、⑧から順に控除)	総所得	⑱					
	所得	⑲					
	所得	⑲					
算出税額	⑲に対する税額	⑳					
	㉑に対する税額	㉒					
	㉒に対する税額	㉓					
	計	㉔					
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉕					
	控除	㉖					
	控除	㉗					
差引所得税額(㉔-㉕-㉖-㉗)		㉘					
災害減免額		㉙					
再差引所得税額(㉘-㉙)		㉚					
復興特別所得税額(㉚×2.1%)		㉛					
所得税及び復興特別所得税の額(㉛+㉜)		㉜					
外国税額控除		㉝					
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		㉞					
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(㉜-㉝-㉞)		㉟					円
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第1期	㊱					
	第2期	㊲					
所得税及び復興特別所得税の確定納税額(㉟-㊱-㊲)	納付すべき税額	㊳					
	還付金の額に相当する税額	㊴					
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額	㊵					
	減少する所得税額に係る還付加算金	㊶					
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額(㊳-㊴-㊵+㊶)		㊷					
申告加算税	加算税の基礎となる税額	㊸	円		円		円
	加算税の割合	㊹	%		%		%
	加算税の額(㊸×㊹)	㊺	円		円		円
重加算税	加算税の基礎となる税額	㊻					
	加算税の割合	㊼	%		%		%
	加重分の加算税の割合	㊽					
	加算税の額(㊻×(㊼+㊽))	㊾	円		円		円
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額		㊿					
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		㊿					
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額		㊿					

() 枚のうち () 枚目

30.3

青・特
白・農

改正前

(同左)

別 表 平 成 年 分		氏 名		殿		(番号)	
区 分	所得	①	②	③	④	⑤	⑥
所得金額	所得	①	②	③	④	⑤	⑥
	所得	②					
	所得	③					
	所得	④					
	所得	⑤					
	計 (総所得)	⑥					円
	所得	⑦					
	所得	⑧					
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費(特例)控除	⑨					
	社会保険料控除	⑩					
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除	⑪					
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除	⑫					
	配偶者控除	⑬					
	配偶者特別控除	⑭					
	扶養控除	⑮					
	基礎控除	⑯					
所得控除額の計	⑰						
課税される所得金額 (⑬の金額を⑥、⑦、⑧から順に控除)	総所得	⑱					
	所得	⑲					
	所得	⑲					
算出税額	⑲に対する税額	⑳					
	㉑に対する税額	㉒					
	㉒に対する税額	㉓					
	計	㉔					
所得税額から差し引かれる金額	控除	㉕					
	控除	㉖					
	控除	㉗					
差引所得税額(㉔-㉕-㉖-㉗)		㉘					
災害減免額		㉙					
再差引所得税額(㉘-㉙)		㉚					
復興特別所得税額(㉚×2.1%)		㉛					
所得税及び復興特別所得税の額(㉛+㉜)		㉜					
外国税額控除		㉝					
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		㉞					
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(㉜-㉝-㉞)		㉟					円
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	第1期	㊱					
	第2期	㊲					
所得税及び復興特別所得税の確定納税額(㉟-㊱-㊲)	納付すべき税額	㊳					
	還付金の額に相当する税額	㊴					
損失の繰戻し	還付金の額に相当する所得税額	㊵					
	減少する所得税額に係る還付加算金	㊶					
差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額(㊳-㊴-㊵+㊶)		㊷					
申告加算税	加算税の基礎となる税額	㊸	円		円		円
	加算税の割合	㊹	%		%		%
	加算税の額(㊸×㊹)	㊺	円		円		円
重加算税	加算税の基礎となる税額	㊻					
	加算税の割合	㊼	%		%		%
	加重分の加算税の割合	㊽					
	加算税の額(㊻×(㊼+㊽))	㊾	円		円		円
翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額		㊿					
翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額		㊿					
翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額		㊿					

() 枚のうち () 枚目

青・特
白・農

改正後

個⑫ 021-1 更正決定等通知書（別表（減額申請の承認通知書用））

別 表（減額申請の承認通知書用） 平成 年分

(整理番号)

氏名

区 分		④	⑤	⑥	増減（△印）差額 （⑤－④）
所得金額	所得 ①	円	円		
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計（総所得） ⑥			円	
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費（特例）控除 ⑨				
	社会保険料控除 ⑩				
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫				
	配偶者控除 ⑬				
	配偶者特別控除 ⑭				
	扶養控除 ⑮				
	基礎控除 ⑯				
	所得控除額の計 ⑰				
課税される所得金額 〔⑰の金額を⑱、㉑、㉒から順に控除〕	総所得 ⑱				
	所得 ⑲				
	所得 ㉑				
算出税額	⑱に對する税額 ㉒				
	⑲に對する税額 ㉓				
	㉑に對する税額 ㉔				
	計 ㉕				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉖				
	控除 ㉗				
	控除 ㉘				
差引所得税額（㉕－㉖－㉗－㉘） （引ききれないときは0）		㉙			
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額		㉚			
		㉛			
所得税に係る源泉徴収税額		㉜			
再差引所得税額（㉙－㉚－㉛－㉜） （引ききれないときは0）		㉝			
㉝ × 2.1%		㉞			
申告納税見積額（㉞＋㉟）		㉟			円
予定納税額	第 1 期	㊱			
	第 2 期	㊲			

青特
・農
白

（ ）枚のうち（ ）枚目

改正前

（同左）

別 表（減額申請の承認通知書用） 平成 年分

(番 号)

氏名

区 分		④	⑤	⑥	増減（△印）差額 （⑤－④）
所得金額	所得 ①	円	円		
	所得 ②				
	所得 ③				
	所得 ④				
	所得 ⑤				
	計（総所得） ⑥			円	
	所得 ⑦				
	所得 ⑧				
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除 ⑨				
	社会保険料控除 ⑩				
	生命保険料、地震保険料、寄附金控除 ⑪				
	障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 ⑫				
	配偶者控除 ⑬				
	配偶者特別控除 ⑭				
	扶養控除 ⑮				
	基礎控除 ⑯				
	所得控除額の計 ⑰				
課税される所得金額 〔⑰の金額を⑱、㉑、㉒から順に控除〕	総所得 ⑱				
	所得 ⑲				
	所得 ㉑				
算出税額	⑱に對する税額 ㉒				
	⑲に對する税額 ㉓				
	㉑に對する税額 ㉔				
	計 ㉕				
税金から差し引かれる金額	控除 ㉖				
	控除 ㉗				
	控除 ㉘				
差引所得税額（㉕－㉖－㉗－㉘） （引ききれないときは0）		㉙			
災害減免額、所得税に係る外国税額控除額		㉚			
		㉛			
所得税に係る源泉徴収税額		㉜			
再差引所得税額（㉙－㉚－㉛－㉜） （引ききれないときは0）		㉝			
㉝ × 2.1%		㉞			
申告納税見積額（㉞＋㉟）		㉟			円
予定納税額	第 1 期	㊱			
	第 2 期	㊲			

青特
・農
白

（ ）枚のうち（ ）枚目

改 正 前

(同左)

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書

（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する所得税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分				氏 名				股			
				金 額						金 額	
				円						円	
平成 年分の純損失の金額	A 純損失の金額	総所得	①		B Aのうち前年分に繰り戻す金額	総所得	④				
		その他の	②			その他の	⑤				
		山林所得	③			山林所得	⑥				
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	前年	C 課税される所得金額	総所得	⑦	繰戻し 額	E 繰戻し後の課税される所得金額	総所得	⑮			
			山林所得	⑧			山林所得	⑯			
			退職所得	⑨			退職所得	⑰			
	分の	D Cに対する税額	⑦に対する税額	⑩	控除 後の 税額	F Eに対する税額	⑮に対する税額	⑱			
			⑧に対する税額	⑪			⑯に対する税額	⑲			
			⑨に対する税額	⑫			⑰に対する税額	⑳			
			計 (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	⑬			計 (100円未満の端数は 切り捨ててあります。)	㉑			
	額の	源泉徴収税額を差し引く前の所得税額 (分離課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、 <u>分離課税</u> の株式等の譲渡所得等に対する税額、分離課税の上場株式等の配当所得に対する税額及び分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除く。)			⑭	純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「⑬-⑩」と⑮のいずれか少ない方の金額)			㉒		

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七

() 枚のうち () 枚目

改正後

個⑫ 031-1 更正決定等通知書（純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用）／付表の七の二）

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用）
（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する所得税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏 名 殿

金 額					金 額				
円					円				
平成 年分の 純損失の 金額	A 純損失 の 金額	総 所 得	変動 所得	被災純損失以外 ①	B Aのうち 前年分に 繰り戻す 金額	総 所 得	被災純損失以外 ④		
			被災純損失 ①'	被災純損失 ④'					
		そ の 他	被災純損失以外 ②	そ の 他		被災純損失以外 ⑤			
			被災純損失 ②'			被災純損失 ⑤'			
		山林所得	被災純損失以外 ③	山林所得		被災純損失以外 ⑥			
	被災純損失 ③'		被災純損失 ⑥'						
	純損失の 金額の繰 戻しによる 所得税の 還付金額 の計算	C 課税 される 金額	総 所 得 ⑦	繰 戻 し 額	E 繰戻 される 後の課 税金額	総 所 得 ⑮			
			山 林 所 得 ⑧		山 林 所 得 ⑯				
			退 職 所 得 ⑨		退 職 所 得 ⑰				
		D Cに 対する 税額	⑦に対する税額 ⑩	控 除 後 の 税 額	F Eに 対する 税額	⑮に対する税額 ⑱			
⑧に対する税額 ⑪			⑯に対する税額 ⑲						
⑨に対する税額 ⑫	⑰に対する税額 ⑳								
計 （100円未満の端数は 切り捨ててあります。） ⑬	計 （100円未満の端数は 切り捨ててあります。） ㉑								
源泉徴収税額を 差し引く前の所得税額 （分離課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、一般株式等の譲渡所得等に対する税額、上場株式等の譲渡所得等に対する税額、分離課税の上場株式等の配当所得等に対する税額及び分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除く。） ⑭					純損失の金額の繰戻し による 還 付 金 額 （「⑬-㉑」と⑭のい ずれか少ない方の金額） ㉒				

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七の二

30.3

（ ）枚のうち（ ）枚目

改正前

(同左)

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書（東日本大震災用）
（通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する所得税額」の金額は、この計算書によって計算してあります。）

平成 年分 氏 名 殿

金 額					金 額				
円					円				
平成 年分の 純損失の 金額	A 純損失 の 金額	総 所 得	変動 所得	被災純損失以外 ①	B Aのうち 前年分に 繰り戻す 金額	総 所 得	被災純損失以外 ④		
			被災純損失 ①'	被災純損失 ④'					
		そ の 他	被災純損失以外 ②	そ の 他		被災純損失以外 ⑤			
			被災純損失 ②'			被災純損失 ⑤'			
		山林所得	被災純損失以外 ③	山林所得		被災純損失以外 ⑥			
	被災純損失 ③'		被災純損失 ⑥'						
	純損失の 金額の繰 戻しによる 所得税の 還付金額 の計算	C 課税 される 金額	総 所 得 ⑦	繰 戻 し 額	E 繰戻 される 後の課 税金額	総 所 得 ⑮			
			山 林 所 得 ⑧		山 林 所 得 ⑯				
			退 職 所 得 ⑨		退 職 所 得 ⑰				
		D Cに 対する 税額	⑦に対する税額 ⑩	控 除 後 の 税 額	F Eに 対する 税額	⑮に対する税額 ⑱			
⑧に対する税額 ⑪			⑯に対する税額 ⑲						
⑨に対する税額 ⑫	⑰に対する税額 ⑳								
計 （100円未満の端数は 切り捨ててあります。） ⑬	計 （100円未満の端数は 切り捨ててあります。） ㉑								
源泉徴収税額を 差し引く前の所得税額 （分離課税の土地建物等の譲渡所得に対する税額、一般株式等の譲渡所得等に対する税額、上場株式等の譲渡所得等に対する税額、分離課税の上場株式等の配当所得等に対する税額及び分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除く。） ⑭					純損失の金額の繰戻し による 還 付 金 額 （「⑬-㉑」と⑭のい ずれか少ない方の金額） ㉒				

千円未満の端数は切り捨ててあります。

付表の七の二

（ ）枚のうち（ ）枚目

改正後

個⑫ 033 更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書／付表の八）

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。

ただし、加重分等の過少(無)申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少(無)申告加算税の額」は、この計算書の添欄の金額を基にして「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

平成 年分

氏 名 殿

			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
所得金額	総 所得	①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	所得	②																											
	所得	③																											
所得金額から差し引かれる金額		④																											
課税される額	総 所得	⑤																											
	所得	⑥																											
	所得	⑦																											
算出税額	⑤に対する税額	⑧																											
	⑥に対する税額	⑨																											
	⑦に対する税額	⑩																											
	計	⑪																											
所得税額から差し引かれる金額		⑫																											
差引所得税額(⑪-⑫) (引ききれないときは0)		⑬																											
災害減免額		⑭																											
再差引所得税額 (基準 所得 税 額) (⑬-⑭)		⑮																											
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)		⑯																											
所得税及び復興特別所得税の額 (⑮+⑯)		⑰																											
外国税額控除		⑱																											
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		⑲																											
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑲-⑳-㉑)		㉒																											
所得税及び復興特別所得税の予定納税額		㉓																											
所得税及び復興特別所得税の確定納税額	納付すべき税額	㉔																											
	還付金相当額	㉕																											
	還付金相当額 (所 得 税 額)	㉖																											
損失の繰戻し 減少する所得税額に係る還付加算金		㉗																											
		㉘																											
増差税額(㉓、㉔、㉕は㉖との増差税額)		㉙																											
加 算 税 の 基 礎 となる 税 額		㉚																											

() 枚のうち () 枚目

付表の八

30.3

改正前

(同左)

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。

ただし、加重分等の過少(無)申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少(無)申告加算税の額」は、この計算書の添欄の金額を基にして「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

平成 年分

氏 名 殿

			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
所得金額	総 所得	①	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	所得	②																											
	所得	③																											
所得金額から差し引かれる金額		④																											
課税される額	総 所得	⑤																											
	所得	⑥																											
	所得	⑦																											
算出税額	⑤に対する税額	⑧																											
	⑥に対する税額	⑨																											
	⑦に対する税額	⑩																											
	計	⑪																											
所得税額から差し引かれる金額		⑫																											
差引所得税額(⑪-⑫) (引ききれないときは0)		⑬																											
災害減免額		⑭																											
再差引所得税額 (基準 所得 税 額) (⑬-⑭)		⑮																											
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)		⑯																											
所得税及び復興特別所得税の額 (⑮+⑯)		⑰																											
外国税額控除		⑱																											
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額		⑲																											
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑲-⑳-㉑)		㉒																											
所得税及び復興特別所得税の予定納税額		㉓																											
所得税及び復興特別所得税の確定納税額	納付すべき税額	㉔																											
	還付金相当額	㉕																											
	還付金相当額 (所 得 税 額)	㉖																											
損失の繰戻し 減少する所得税額に係る還付加算金		㉗																											
		㉘																											
増差税額(㉓、㉔、㉕は㉖との増差税額)		㉙																											
加 算 税 の 基 礎 となる 税 額		㉚																											

() 枚のうち () 枚目

付表の八

17

改正後

個⑫ 037-1 更正決定等通知書（加算税の基礎となる税額の計算書（国外財産又は財産債務に係る加算税の軽減・加重用）／付表の八の五）

加算税の基礎となる税額の計算書
(国外財産又は財産債務に係る加算税の軽減・加重用)

「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」の国外財産又は財産債務に係る軽減分・加重分の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。
なお、付表の八がある場合には、④から⑩までの各欄は、それぞれ同表の④欄、⑤欄、⑥欄、⑦欄の金額が移記してあります。
また、この計算書において、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）を「法」として表記しています。

平成 年分			氏 名 殿							
			㉑ 前の額	㉒ 後の額 ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	㉓ 不正当事由部分の額	㉔ 正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (㉒－㉓)	㉕ 法第6条第1項に規定する場合の国外財産又は法第6条の3第1項に規定する場合の財産債務に係る部分の額 (注1) 【軽 減 分】	㉖ 法第6条第2項に規定する場合の国外財産又は法第6条の3第2項に規定する場合の財産債務に係る部分の額 (注2) 【加 重 分】	㉗ 国外財産又は財産債務に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (㉒－㉕－㉖)	㉘ ㉙が適用される国外財産又は財産債務に係る事実及び国外財産又は財産債務に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (㉕＋㉖)
所得金額	総 所得	①	円	円	円	円	円	円	円	円
	所得	②								
	所得	③								
所得金額から差し引かれる金額			④							
課税される額	総 所得	⑤								
	所得	⑥								
	所得	⑦								
算出税額	㉕に対する税額	⑧								
	㉖に対する税額	⑨								
	㉗に対する税額	⑩								
	計	⑪								
所得税額から差し引かれる金額			⑫		円		円	円		
差引所得税額(⑪－⑫) (引ききれないときは0)			⑬							
災 害 減 免 額			⑭		円		円	円		
再 差 引 所 得 税 額 (基準所得税額)(⑬－⑭)			⑮							
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)			⑯							
所得税及び復興特別所得税の額 (⑮＋⑯)			⑰							
外 国 税 額 控 除			⑱		円		円	円		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額			⑲							
所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (⑰－⑱－⑲)			⑳							
所得税及び復興特別所得税の予定納税額			㉑		円		円	円		
所得税及び復興特別所得税の確定納税額	納付すべき税額	㉒								
	還付金相当額	㉓								
損失の繰戻し	還付金相当額 (所 得 税 額)	㉔								
	減少する所得税額に係る還付加算金	㉕								
増 差 税 額 (㉒、㉓、㉔、㉕は、㉖との増差税額)			㉖		(㉒－㉓) 円		(㉒－㉓) 円	(㉔－㉕) 円		
加 算 税 の 基 礎 となる 税 額			㉗				【軽 減 分】 (1万円未満の端数切捨て)	【加 重 分】 (1万円未満の端数切捨て)		

- (注1) 「法第6条第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がある場合をいい、「法第6条の3第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がある場合をいいます。
(注2) 「法第6条第2項に規定する場合」とは、提出すべき国外財産調査について期限内の提出がない場合、又は提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がない場合をいい、「法第6条の3第2項に規定する場合」とは、提出すべき財産債務調査について期限内の提出がない場合、又は提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がない場合をいいます。

() 枚のうち () 枚目

30.3

改正前

(同左)

加算税の基礎となる税額の計算書
(国外財産又は財産債務に係る加算税の軽減・加重用)

「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」の国外財産又は財産債務に係る軽減分・加重分の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。
なお、付表の八がある場合には、④から⑩までの各欄は、それぞれ同表の④欄、⑤欄、⑥欄、⑦欄、⑧欄の金額が移記してあります。
また、この計算書において、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）を「法」として表記しています。

平成 年分			氏 名 殿							
			① 前の額	② 後の額 ただし、付表の 八がある場合には、隠蔽仮装 事由以外のみに 基づいて更正決 定等があったと した場合の額	③ 不正当事由部分 の額	④ 正当な事由があ ると認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があったとした 場合の額 (③－④)	⑤ 法第6条第1項 に規定する場合 の国外財産又は 法第6条の3第 1項に規定する 場合の財産債務 に係る部分の額 (注1) 【軽減分】	⑥ 法第6条第2項 に規定する場合 の国外財産又は 法第6条の3第 2項に規定する 場合の財産債務 に係る部分の額 (注2) 【加重分】	⑦ 国外財産又は財 産債務に係るも の以外の事実の みに基づいて更 正決定等があっ たとした場合の 額 (③－⑤－⑥)	⑧ ⑤が適用される 国外財産又は財 産債務に係る事 実及び国外財産 又は財産債務に 係るもの以外の 事実のみに基づ いて更正決定等 があったとした 場合の額 (⑥＋⑧)
所得金額	総 所得	①	円	円	円	円	円	円	円	円
	所得	②								
	所得	③								
所得金額から差し引かれる金額			④							
課税される額	総 所得	⑤								
	所得	⑥								
	所得	⑦								
算出税額	⑤に対する税額	⑧								
	⑥に対する税額	⑨								
	⑦に対する税額	⑩								
	計	⑪								
所得税額から差し引かれる金額			⑫		円		円	円		
差引所得税額(⑪－⑫) (引ききれないときは0)			⑬							
災害減免額			⑭		円		円	円		
再差引所得税額 (基準所得税額)(⑬－⑭)			⑮							
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)			⑯							
所得税及び復興特別 所得税の額 (⑮＋⑯)			⑰							
外国税額控除			⑱		円		円	円		
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額			⑲							
所得税及び復興特別 所得税の申告納税額 (⑰－⑱－⑲)			⑳							
所得税及び復興特別 所得税の予定納税額			㉑		円		円	円		
所得税及び復興特別 所得税の確定納税額	納付すべき税額	㉒								
	還付金相当額	㉓								
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)	㉔								
	減少する所得税額に 係る還付加算金	㉕								
増差税額(⑲、⑳、㉑、㉒は、 ㉕との増差税額)			㉖		(③－⑬) 円	(③－㉑) 円	(⑥－㉑) 円			
加算税の基礎となる税額			㉗				【軽減分】 (1万円未満の端数切捨て)	【加重分】 (1万円未満の端数切捨て)		

- (注1) 「法第6条第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がある場合をいい、「法第6条の3第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がある場合をいいます。
(注2) 「法第6条第2項に規定する場合」とは、提出すべき国外財産調査について期限内の提出がない場合、又は提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がない場合をいい、「法第6条の3第2項に規定する場合」とは、提出すべき財産債務調査について期限内の提出がない場合、又は提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がない場合をいいます。

() 枚のうち () 枚目

改正後

個⑫ 039 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書／付表の九）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏 名 殿

総 所 得		所 得		所 得		所 得		所 得	
①	円	②	円	③	円	④	円	⑤	円

2 翌年への繰越損失額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

年分	損 失 の 種 類		㊤前年から繰り越された損失額	㊦本年分の所得から控除される繰越損失額	㊧翌年への繰越損失額 (㊤－㊦)			
年（三年前）	純損失	総所得	被災事業用資産分	円	円	/		
		変動所得	その他分					
			所得					
		所得						
			山所林得	被災事業用資産分				
	失	その他分						
		(特定)居住用財産分						
		雑損失						
	年（二年前）	純損失	総所得	被災事業用資産分				/
			変動所得	その他分				
所得								
所得								
			山所林得	被災事業用資産分				
失		その他分						
		(特定)居住用財産分						
		雑損失						
年（前年）		純損失	総所得	被災事業用資産分			/	
			変動所得	その他分				
	所得							
	所得							
			山所林得	被災事業用資産分				
	失	その他分						
		(特定)居住用財産分						
		雑損失						
	本年分	純損失 （前純いて年損てへ失あり繰り戻すした除）	総所得	被災事業用資産分	(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。	/		
			変動所得	その他分				
所得								
所得								
			山所林得	被災事業用資産分				
失		その他分						
		(特定)居住用財産分						
		雑損失						
一般株式等の譲渡所得等			㊨欄から㊧欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	㊩			円	
上場株式等の譲渡所得等				㊪				
上場株式等の配当所得等				㊫				
先物取引の事業・雑所得				㊬				
(注)「㊤前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。								
	㊤純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	㊦(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	㊧翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(㊤－㊦)					
本年分	円	円	円					

改正前

(同左)

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏 名 殿

総 所 得		所 得		所 得		所 得		所 得	
①	円	②	円	③	円	④	円	⑤	円

2 翌年への繰越損失額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額

年分	損 失 の 種 類		㊤前年から繰り越された損失額	㊦本年分の所得から控除される繰越損失額	㊧翌年への繰越損失額 (㊤－㊦)			
その年の三年前（年）分	純損失	総所得	被災事業用資産分	円	円	/		
		変動所得	その他分					
			所得					
		所得						
			山所林得	被災事業用資産分				
	失	その他分						
		(特定)居住用財産分						
		雑損失						
	その年の二年前（年）分	純損失	総所得	被災事業用資産分				/
			変動所得	その他分				
所得								
所得								
			山所林得	被災事業用資産分				
失		その他分						
		(特定)居住用財産分						
		雑損失						
その年の前年（年）分		純損失	総所得	被災事業用資産分			/	
			変動所得	その他分				
	所得							
	所得							
			山所林得	被災事業用資産分				
	失	その他分						
		(特定)居住用財産分						
		雑損失						
	本年分	純損失 （前純いて年損てへ失あり繰り戻すした除）	総所得	被災事業用資産分	(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。	/		
			変動所得	その他分				
所得								
所得								
			山所林得	被災事業用資産分				
失		その他分						
		(特定)居住用財産分						
		雑損失						
一般株式等の譲渡所得等			㊨欄から㊧欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	㊩			円	
上場株式等の譲渡所得等				㊪				
上場株式等の配当所得等				㊫				
先物取引の事業・雑所得				㊬				
(注)「㊤前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。								
	㊤純損失の金額 (前年へ繰り戻した純損失の金額は除いてあります。)	㊦(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	㊧翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額(㊤－㊦)					
本年分	円	円	円					

19

改正後

改正前

個⑫ 039-16 更正決定等通知書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書（東日本大震災）／付表の九の二 平成__年分）

（新設）

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書
(東日本大震災用)

通知書の別表の「翌年へ繰り越す純損失・雑損失の金額」欄の金額、
一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分
離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑
所得等の金額は、この計算書によって計算してあります。

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏 名 _____ 殿

総 所 得	所得	所得	所得	所得
①	円 ②	円 ③	円 ④	円 ⑤
2 翌年への繰越損失額、一般株式等の譲渡所得等の金額、上場株式等の譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の金額及び分離課税の先物取引の雑所得等の金額				
年 分	損 失 の 種 類	④前年から繰り越された損失額	⑤本年分の所得から控除される繰越損失額	⑥ 翌年への繰越損失額 (④-⑤)
年 (五年前)	純損失 被災純損失 (青・白)	山林以外 山 林	円	円
	雑損失 特定雑損失	山林以外 山 林		
年 (四年前)	純損失 被災純損失 (青・白)	山林以外 山 林		円
	雑損失 特定雑損失	山林以外 山 林		
年 (三年前)	純損失 年分が青色の場合 年分が白色の場合	被災純損失 山林以外 山 林		
		変動所得の損失		
		被災事業用 資産の損失	山林以外 山 林	
	雑損失 被災純損失 (青・白)	山林以外 山 林		円
		(特定)居住用財産分		
		特定雑損失以外の雑損失 特定雑損失		円
年 (二年前)	純損失 年分が青色の場合 年分が白色の場合	被災純損失 山林以外 山 林		
		変動所得の損失		
		被災事業用 資産の損失	山林以外 山 林	
	雑損失 被災純損失 (青・白)	山林以外 山 林		
		(特定)居住用財産分		
		特定雑損失以外の雑損失 特定雑損失		
年 (前年)	純損失 年分が青色の場合 年分が白色の場合	被災純損失 山林以外 山 林		
		変動所得の損失		
		被災事業用 資産の損失	山林以外 山 林	
	雑損失 被災純損失 (青・白)	山林以外 山 林		
		(特定)居住用財産分		
		特定雑損失以外の雑損失 特定雑損失		
本 年 分	純損失 年分が青色の場合 年分が白色の場合	被災純損失 山林以外 山 林	(特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額は、下の3により計算してあります。	
		変動所得の損失		
		被災事業用 資産の損失		
	被災純損失 (青・白)	山林以外 山 林		
	(特定)居住用財産分			
	特定雑損失以外の雑損失 特定雑損失			
一般株式等の譲渡所得等		⑦欄から⑥欄には、前年から繰り越された雑損失の金額を控除した後の黒字の金額が書いてあります。	⑦	円
上場株式等の譲渡所得等			⑧	
上場株式等の配当所得等			⑨	
先物取引の雑所得等			⑩	

(注)「④前年から繰り越された損失額」は、古い年分から順次差し引いて計算してあります。また、損失額の繰越控除期間が短いものから先に差し引いて計算してあります。

3 (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額がある場合の翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額

	① 純 損 失 の 金 額 (前年へ繰り越した純損失の金額は引いてあります。)	② (特定)居住用財産の譲渡損失に係る(特定)純損失の金額	③ 翌年へ繰り越す(特定)居住用財産分以外の純損失の金額 (①-②)
本 年 分	円	円	円

() 枚のうち () 枚目

付表の九の二